別表第一　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（地震による損傷の防止）	（地震による損傷の防止）
第四条　［1～4　略］	**第四条**　［1～4　同上］
5　炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	［項を加える。］
（炉心等）	（炉心等）
第十五条　［1～5　略］	**第十五条**　［1～5　同上］
6　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。	6　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
一　通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。	一　通常運転時における発電用原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（地震による損傷の防止）	（地震による損傷の防止）
第五条　［1～3　略］	**第五条**　［1～3　同上］
4　炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第三　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（炉心等）	（炉心等）
第十五条　［1～4　略］	**第十五条**　［1～4　同上］
5　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。	5　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
一　通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。	一　通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
二　［略］	二　［同上］
（炉心等）	（炉心等）
第三十二条　［1～3　略］	**第三十二条**　［1～3　同上］
4　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。	4　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
一　通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。	一　通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

告示

○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年九月十一日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五二九二	二九、八、八	髙野　健一
五二九三	二九、八、八	丹羽　忠司
五二九四	二九、八、八	松岡　功
五二九五	二九、八、八	中原　純一
五二九六	二九、八、八	上林恵里奈
五二九七	二九、八、八	下**西**　祥平
五二九八	二九、八、八	中村　和正
五二九九	二九、八、八	野口　茂

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年九月十一日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一〇三六	青木　惇美	二九、八、八	本人からの申請
二七五六	鈴木　保信	二九、六、二三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○文化庁告示第五十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十九年七月七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十九年九月十一日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　中岡　司

金光図書館